

図1 保険料の計算の仕方

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \text{(限度額50万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{43,143円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(平成19年の所得-33万円) × 9.63\%} \\ \hline \end{array}$$

- 所得とは、収入から必要経費（公的年金等控除、給与所得控除などです。所得控除は、適用されません。）を差し引いたものです。なお、遺族年金や障害年金は、所得に含まれません。
- 所得の低い世帯の方は、均等割額が2割、5割または7割軽減されます。
- 加入直前まで被用者保険（国民健康保険や国保組合は、含まれません。）の被扶養者だった方は、激変緩和措置として、加入後2年間、均等割額が半額になり、所得割がかかりません。また、平成20年9月までは保険料が全額軽減され、10月から平成21年3月までは9割軽減されます。

医療費の自己負担

病院などの窓口で支払う自己負担額は、かかった医療費の1割（現役並み所得者は、3割）です。

※ 現役並み所得者とは、住民税の課税所得が14.5万円以上の被保険者がいる方です。ただし、次に該当する方は、収入や所得を証明できるもの（確定申告書など）を添えて市町村に申請して認定を受けると、1割負担になります。

▽ 被保険者が1人の場合、被保険者本人の収入の額が38.3万円未満の方

▽ 被保険者が2人以上いる場合、被保険者の収入の合計額が52.0万円未満の方

● 負担割合が変わる方がいます
7月までは、平成18年の所得で判定していましたが、8月からは、平成19年中の所得で判定します。これにより、負担割合が変わる方には、新しい保険証を交付します。変わらない方は、現在お持ちの保険証をそのままお使いください。

● 3割負担の一部の方には経過措置があります

現役並み所得者かどうかは、7月までは、70歳以上の方の所得と収入を含めて判定していましたが、しかし、8月からは、被保険者の方のみの所得と収入で判定します。

この判定方法の変更により、3割負担の方のうち、次に該当する方は、負担割合が3割になりますが、医療費の自己負担限度額を一般（月額4万4,400円）に据え置きます。この経過措置は、平成20年8月から2年間適用されます。

● 年収38.3万円以上で、同じ世帯の70歳から74歳までの方を含めた年収が52.0万円未満

※ 現役並み所得者の自己負担限度額は、月額8万1,000円＋1%です。

限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代などが減額されます。必要な方は、市町村に申請してください。現在お持ちの方も7月末で有効期限が切れますので、再度申請が必要ですよ。

医療の給付

● 必要な医療は受けられます

これまでどおり必要な医療は受けられ、医師や病院もご自身の事情に合わせて自由にご選ぶことができます。

● 医療費の払い戻しが受けられる場合

次のような場合にかかった費用については、市町村に申請することにより払い戻しが受けられます。

▽ やむを得ず保険証を提示できずに医療費の全額を自己負担したとき

▽ ギブス、コルセットなどの治療用装具を購入したとき

▽ 医師が必要と認めた、あんま・はり・灸・マッサージなどを受けた場合で、費用の全額を自己負担したとき

▽ 骨折・脱臼などで、保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき

▽ 海外で診療を受けたとき

▽ 1か月の自己負担額が定められた限度額を超えたとき

葬祭費

被保険者が亡くなった場合、市町村に申請することにより、葬祭を行った方に葬祭費3万円が支給されます。

お問い合わせ先

長寿医療制度について詳しくは、市町村または北海道後期高齢者医療広域連合（電話番号011-290-15601）へお問い合わせください。

振り込め詐欺にご注意ください

広域連合や市町村、社会保険事務所などの職員を装った詐欺目的の不審な電話が発生していますので、ご注意ください。

● 道内で実際にあった手口

「医療費を還付します」などと偽って、現金自動預け入れ払い機（ATM）を操作させて金銭をだまし取ろうとする手口。なお、職員がATMで振込を依頼することはありません。